

補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等について

平成26年2月19日 国 土 交 通 省

国土交通省の補助金等(注1)により取得し、又は効用の増加した施設について、当該補助金等の交付の目的に反して使用等する場合には、原則として国土交通大臣の事前承認(注2)が必要とされているところです。

ただし、太陽光発電その他の再生可能エネルギーの普及促進を図るため、補助事業者等が自ら太陽光パネル等の再生可能エネルギーの発電設備を設置し、又は再生可能エネルギーの発電設備の設置のために第三者に有償で施設の一部の貸付(屋根貸し等)を行う場合において、次の事項全てに該当する場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第22条の補助金等の交付の目的に反しないことから、国土交通大臣の事前承認は必要ありません。

- 再生可能エネルギーの発電設備の設置等により、当該補助金等の交付目的を妨 げないこと。
- (例) 施設の屋上に太陽光発電施設を設置するもので、その設置により本来の補助目 的の遂行に支障を及ぼさない場合
- 再生可能エネルギーの発電設備の設置等により、施設の財産的価値を減じるも のでないこと。
- (例) 施設の耐久性・耐震性に悪影響を与えない場合や通常の維持管理業務に支障を 及ぼさない場合
- 再生可能エネルギーの発電設備の設置等により、施設の機能を損なうものでないこと。
- (例) 施設の利用形態及び運用方法、利用者等の安全に影響を与えない場合

詳しくは各補助事業等の担当部局にご照会ください。

- (注1) 法第2条第1項の「補助金等」をいう。
- (注2) 法第22条の「承認」をいう。